富士山南麓土地改良区の農地転用申出書等を提出される方へ

富士市内の土地改良区に属している農地を、農地以外の使用目的で転用される場合には、土地改良区に対し「農地転用申出書等の書類提出」と「転用決済金の納付」が必要となります。農業委員会の手続きの際に必要となる「土地改良区の意見書」は、農地転用申出書等の審査と転用決済金の納付確認後に交付いたします。

なお、すべての農地が転用できるとは限らないので、事前に農業委員会等との協議が必要です。

富士山南麓土地改良区の農地転用の申出書類は、富士市役所農政課窓口へ提出していただきます。 納付窓口の都合上、農政課への提出は午後3時半までです。

①②③は富士市ホームページからダウンロードできます

くらしと市政→産業・事業者→農業・畜産業・水産業

→団体・組織→土地改良区→農地転用の申出について

提出書類 ≪各1部≫

① 農地転用申出書

- 位置図(対象箇所を囲う)
- ・ 公図の写し(対象箇所を囲い、地目・地積及び所有者氏名を記入)
- 土地全部事項証明書の写し(転用する筆全て)
- ・ 土地所有者の現住所等が土地全部事項証明書の記載と異なる場合は、住所等の履歴がわかるもの (住民票・戸籍の附票など)を添付。
- 対象地が合筆や一部転用等をしている場合は、その経緯がわかるものを添付。
- 地積と異なる実測値を記載する場合は、根拠がわかるもの(地積測量図など)を添付。
- ② 確約書及び確約事項(1枚で作成)

A4両面、又はA3見開で使用してください。用紙が2枚になる場合は全員の割印が必要です。

③ 意見書

転用申出事項欄、届出人欄、農業委員会への提出予定日を記載してください。

転用決済金

- 当土地改良区の転用決済金は、㎡当り30円です。
 合計面積での計算後、小数点以下は切捨します。 例:100.79 ㎡×30円=3,023.7円 → 3,023円
- 事務局で申出を審査し、納付書を発行します。市役所2階の現金受払窓口でお支払いください。 納付後、事務局に領収書をお預けいただきます。

注意事項

- ・「転用者」「土地所有者」「耕作者」それぞれの欄で記載し、捺印と捨印をお願いします。 姓が同じであっても、一人ずつ違う印鑑を使用してください。(認印は可、シャチハタ印は不可)
- ・既に耕作していない場合は、「耕作者」欄の記入は不要です。
- ・土地所有者等が複数で1枚の用紙に収まらない場合は、「別紙のとおり」と記載し、土地所有者等を 記載した別紙を添付してください。これには、全員の捺印と捨印と割印が必要です。
- ・土地区画整理事業中の土地は、「岳南広域都市計画事業 〇〇〇〇土地区画整理事業 仮換地 街区〇〇 符号〇〇、地積〇〇㎡」という記載を追加し、仮換地証明書と仮換地図を添付してください。
- ※ 富士東部土地改良区・浮島土地改良区は、必要書類や転用決済金の額が違います。 富士東部土地改良区は事務所が別にあります。直接お問い合わせください。(連絡先 0545-34-3415) 富士山南麓土地改良区の区域や不明な点については、下記へお問い合わせください。

富士山南麓土地改良区

事務局:農政課管理担当 TEL 0545-55-2780